

## 小地域福祉活動推進組織活動補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、小地域福祉活動を推進するために設置し、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）に登録した小地域福祉活動推進組織（以下「推進組織」という。）に対し、町社協が補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (推進組織)

第2条 推進組織は、おおむね町内会・自治会又は大字の区域を対象に活動を行う団体及び個人により組織し、当該地域において地域福祉活動を推進する組織とする。

### (登 録)

第3条 小地域福祉活動推進組織活動補助金（以下、「補助金」という。）を受けるにあたり、予め町社協に推進組織として登録しなければならない。

2 推進組織として登録しようとする団体（以下「登録申請団体」という。）は、「小地域福祉活動推進組織登録申請書」（第1号様式）（以下「登録申請書」という。）により、町社協会長に申請するものとする。

3 町社協会長は、前項の申請があったときは、必要に応じて葉山町社協小地域福祉活動推進委員会設置要綱（平成18年4月1日）に規定する葉山町社協小地域福祉活動推進委員会の意見を聞き、登録の認否について「小地域福祉活動推進組織登録決定（却下）通知書」（第2号様式）により、当該登録申請団体に通知するものとする。

4 登録の有効期限は無期限とする。

5 所在地、名称又は代表者を変更したときは、「小地域福祉活動推進組織登録記載事項変更届」（第3号様式）（以下「変更届」という。）により速やかに町社協会長に届け出るものとする。

6 登録を解除しようとする団体は「小地域福祉活動推進組織登録解除届」（第4号様式）により町社協会長に届け出るものとする。

7 町社協会長は、次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 法令に違反する行為を行ったとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

### (交付の範囲)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 推進組織の運営に関する事業
- (2) 地域住民や地域福祉関係団体のつながりづくりのための事業
- (3) 小地域福祉活動推進に関する学習のための事業
- (4) 生活問題及び地域課題発見のための事業

(5) 生活問題及び地域課題解決のための事業

(6) 広報・啓発のための事業

(7) その他町社協会長が認めた事業

(補助金の額)

第5条 申請可能な補助金の額は、次の各号により算出した額の合計額を上限とする。

(1) 1団体あたり50,000円

(2) 活動の対象区域にあたる町内会・自治会の前年度の加入世帯総数に100を乗じて得た額

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする推進組織は、「小地域福祉活動推進組織活動補助金交付申請書」(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町社協会長に申請するものとする。

(1) 規約又は会則

(2) 役員名簿

(3) 事業計画書

(4) 予算書

(5) 町内会・自治会長が証明する前年度「町内会・自治会加入世帯数証明書」(第6号様式)

(交付の決定及び支払い)

第7条 町社協会長は、第6条の申請があったときは申請の内容を調査し、補助金の交付の認否について「小地域福祉活動推進組織活動補助金交付決定(却下)通知書」(第7号様式)により、推進組織に通知するものとする。

2 町社協会長は、補助金の交付の決定を通知した場合30日以内に当該推進組織に対し、補助金を支払うものとする。

(書類の整備)

第8条 補助金の交付を受けた推進組織は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収支その他について明確にしておかなければならない。

2. 町社協会長は、必要と認めるときは前項の帳簿等を調査することができる。

(事業の変更及び廃止)

第9条 補助金の交付を受けた推進組織が、当該補助金により実施する事業を変更し、又は廃止しようとするときは、町社協会長の承認を得なければならない。

(交付の取り消し又は返還)

第10条 補助金の交付を受けた推進組織が、次号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、町社協会長は補助金の交付を取り消し又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき

- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (3) 事業の実施方法又は補助金の使途が不適切と認められるとき
- (4) 正当な理由がなく事業の全部又は一部を行わないことになったとき  
(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた推進組織は、年度毎に当該年度の翌年度の4月30日までに、町社協会長に「小地域福祉活動推進組織活動補助事業報告書」（様式第8号）により活動実績の報告をしなければならない。

2 当該年度途中で解散又は第2条第6項の規定により登録を解除した推進組織は解散又は登録を解除した日から起算して30日以内に活動実績の報告を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱の定めによるもののほか、必要な事項は町社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成14年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成24年2月25日に交付し、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に地区社会福祉協議会活動補助金交付要綱第5条により交付の決定を受けたものは、改正後の小地域福祉活動推進組織活動補助金交付要綱第11条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。